

拝島中学校PTA会則



※卒業まで大切に保管してください。



拝島中学校PTA

(昭和24年5月5日 設立)

昭島市緑町2-2-12

拝島中学校PTA会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は、拝島中学校PTAと称し、事務所を拝島中学校内に置く。

第2条 目的

本会は、保護者と教職員が協力し合い、学校と家庭及び地域社会における生徒の健全なる育成と学ぶ環境を保護し、会員相互の交流を図ることを目的とする。

第3条 性格

本会は、すべて教育的立場に立ち、特定の政党・宗派には関係しない。
また、直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第4条 事業

本会は、第2条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 生徒の健全育成に関する事項
2. 生徒の厚生・保護育成に関する事項
3. 会員及び一般市民の教養向上に資する事項
4. 学校行事並びに学校の環境・施設の助成に関する事項
5. 教職員の研究助成に関する事項
6. 昭島市公立中学校PTA連絡協議会に属し、その活動に協力

第5条 会員

本会の会員は、本校生徒の保護者、並びに本校教職員とする。
ただし、旧年度の卒業生の保護者は総会まで会員とする。

第2章 会計

第6条 会費

本会の会費は、一世帯あたり年額2,000円として、一括納入を原則とする。
なお、転入者については5月～9月については2,000円、10月～3月については1,000円とする。転出者については、4月～9月については1,000円を返金する。

第7条 会計

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。決算は会計監査を経て総会の承認を得る。

第3章 組織

第8条 組織

本会に次の組織を置く。

- | | |
|----------|------------|
| 1. 総会 | 5. 選考委員会 |
| 2. 全体委員会 | 6. 学年委員会 |
| 3. 運営委員会 | 7. 広報委員会 |
| 4. 本部役員会 | 8. 地域活動委員会 |

第9条 会議成立の要件及び議決

1. 総会及び臨時総会は、全会員の5分の1以上（委任状を含む）とし、全体委員会、運営委員会は構成員の3分の1以上、選考委員会は2分の1以上の出席を成立要件とする。
2. 総会または臨時総会における会則改正以外の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は議長が決める。

第10条 総会

1. 総会は、本会における最高議決機関で全会員と役員で構成し、年度始めに会長が招集し、出席者の中から議長を選んで運営する。

総会の任務は、以下の通りとする。

- ①事業活動及び事業計画の審議と承認
 - ②決算並びに予算案の審議と承認
 - ③本部役員、会計監査の選出と承認及び委員の承認
 - ④本部役員及び委員の増減並びに委員会の新設及び廃止の承認
 - ⑤会則改正の審議と承認
 - ⑥弔慰金規定の改正の承認
 - ⑦その他運営委員会で提出された案件の審議
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときに開催する。臨時総会の成立は総会成立要件とし、会長が招集し、出席者の中から議長を選んで運営する。

第11条 全体委員会

全体委員会は、総会に次ぐ議決機関で、本部役員、学年委員（学級代表3名）、広報委員、地域活動委員（各地区代表3名）、各学年担当教職員で構成し、会長が必要に応じて招集する。

第12条 運営委員会

運営委員会は、全体委員会に次ぐ議決機関で、本部役員、学年正副委員長、広報正副委員長、地域活動正副委員長で構成し、会長が招集し随時開催する。
運営委員会では以下の項目について審議し、委任された会務を執行する。

1. 年間活動計画、事業計画及び予算、決算
2. 本部役員及び委員の定数の増減、並びに委員会の新設及び廃止

3. 会則及び弔慰金規定

第13条 本部役員会

本部役員会は、本部役員で構成し、会長が召集し議長となり、総会、全体委員会、運営委員会の決議を遂行し、本会の重要事項を審議する。特に重要事項があるときは、会長は4役（会長、副会長、書記、会計）からなる4役会議を招集し、審議することができる。

第14条 選考委員会

選考委員会は、各地区から選出された選考委員及び教職員代表(1名)をもって構成し、互選によって委員長1名（保護者）、副委員長3名（各小学校地区1名 保護者）、書記1名(保護者)、会計1名(保護者)をおき、委員長が召集する。

1. 選考委員は、運営委員会で決定した人数（本部役員候補予定者）を選考し、候補者の承諾を得て決定する。ただし、会長、副会長候補者は、会員及び新会員となる者からの推薦により事前に候補予定者を選考し、候補者の承諾を得て決定することができる。
2. 選考した本部役員候補者の名簿を作成し総会に報告し、承認を得る。
3. 職務上全体委員会、運営委員会にオブザーバーとして出席することができる。

第15条 学年委員会

学年委員会は、各学級から選出された学年委員及び学年担当教職員をもって構成し、

互選によって委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者、教職員各1名）、書記1名（保護者）、会計1名（保護者）をおき、委員長が招集し、議長となり随時行い、

学年、学級の教育上の諸問題について協議、援助する。

第16条 広報委員会

広報委員会は、各学級から選出された委員及び教職員をもって構成し互選によって委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者、教職員各1名）、書記1名（保護者）、

会計1名（保護者）をおき、委員長が招集し、議長となり随時行い、委任された会務を計画執行する。

第17条 地域活動委員会

1. 地域活動委員会は、各地区から選出された委員及び生活指導部の教職員をもって構成し、互選によって委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者、教職員

各1名）、書記1名（保護者）、会計1名（保護者）をおき、委員長が招集し、議長となり運営する。

2. すべての保護者は居住するいずれかの地区に登録し、活動を担う。

3. 地域活動委員会は、学校と「青少年とともに歩む小学校地区委員会」との緊密な連絡及び生徒の学ぶ環境の整備と生徒の健全な育成を図るため次の活動を行う。

- ①校外における生徒の安全対策
- ②生徒の健全な育成に関する啓発活動
- ③各地区との連絡及び調整、各地区の活動の交流

第18条 学校長

学校長は、必要に応じて選考委員会以外のすべての会合に出席して職務上の必要な意見を述べることができる。

第4章 本部役員・委員

第19条 本部役員の定数

会長 1名（保護者）
副会長 若干名（保護者若干名、副校長）
書記 3名（保護者2名、教職員1名）
会計 3名（保護者2名、教職員1名）
庶務 若干名（保護者）
会計監査 2名（保護者）

ただし、次年度の各役員定数については本部役員会において決定し、12月までに開催する運営委員会の承認を得る。保護者の役員の定数より超えた場合は、総会で承認を得る。

第20条 本部役員の任務

1. 会長は、本会を代表して会務を遂行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 書記は、本会の記録の作成など委任された職務を行う。
4. 会計は、本会の会計実務を担当し、年次の予算決算の報告を行う。
5. 庶務は、学校、各委員会との連絡調整など委任された職務を行う。
6. 会計監査は、本会の会計監査および臨時監査を行い総会で報告する。

第21条 選出

1. 本会の委員は、会員及び新会員の中から学年または学級及び地区毎に選出する。
2. 本会の本部役員は、会員及び新会員の中から学年ごとに自薦・他薦により選出され総会において承認を得る。
3. 各委員の選出は、学級から4名（学年委員3名、広報委員1名）とする
4. 地区からの選出は、各地区若干名の地域活動委員と1名の選考委員とする。地域活動委員の人数は地区の生徒数を考慮し、本部役員会で決定し、運営委員会の承認を得る。

第22条 任期

本部役員及び委員の任期は1年とし、会計年度期間（決算後、会計監査を得て総会の承認を得る。）までとする。
保護者からの再選は妨げない

第23条 顧問及び昭島市中P協議会事務局員

本部役員経験者で、周年行事の遂行に助言が必要な場合または、昭島市中P協議会の事務局の活動・発展に必要な者を、顧問及び昭島市中P協議会事務局員として迎えることができる。顧問の任命及び昭島市中P協議会事務局員の使命は本部役員会で決定し、総会で報告する。

第5章 会則改正

第24条 会則改正

本会則は、会員から要望があれば、運営委員会を経て総会または臨時総会で審議し、
出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第6章 弔慰金規定

第25条 本会の弔慰金規定を以下のように定める。なお、本規定の改廃は、運営委員会において審議し、総会に報告し承認を得る。

項目	金額	備考
死亡	10,000円	会員、及び生徒に適用し、本部役員会の承認を得る。
	5,000円	教職員の配偶者及び子どもについて適用する。
災害	10,000円	半焼以上のものに適用し、細部については運営委員会に はかり決定する

第26条 本会則は、平成21年12月14日より改正実施する。

付則 拝島中学校PTA会則改正

(昭和41年 5月 8日 一部改正)
(昭和43年 5月12日 一部改正)

(昭和48年	4月28日	一部改正)
(昭和50年	2月 8日	一部改正)
(昭和52年	4月30日	一部改正)
(昭和54年	4月28日	一部改正)
(昭和56年	5月 9日	一部改正)
(昭和58年	4月30日	一部改正)
(昭和60年	4月27日	一部改正)
(昭和61年	4月26日	一部改正)
(昭和63年	4月23日	一部改正)
(平成 2年	4月21日	一部改正)
(平成 3年	4月27日	一部改正)
(平成 4年	4月25日	一部改正)
(平成 5年	4月24日	一部改正)
(平成 6年	4月23日	一部改正)
(平成 9年	4月23日	一部改正)
(平成10年	5月 2日	一部改正)
(平成13年	4月26日	一部改正)
(平成14年	4月30日	一部改正)
(平成16年	4月28日	一部改正)
(平成18年	4月26日	一部改正)
(平成21年	12月14日	改正)
(平成24年	5月12日	一部改正)
(令和 元年	5月11日	一部改正)

第14条①・第22条

第19条・付則一・弔慰金内規

付則一

第14条

第6, 13, 14, 19, 20, 21条

第23条(追加)、第24, 25, 26条(条
数変更)

第14, 19, 21, 22, 23条

######